

ほぼ毎週  
発行

# 労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.144

No.144 2018.12.5

## ■ 厚労省に高プロリーフレットの説明撤回 を求める申し入れ

12月4日、日本労働弁護団の棗一郎幹事長は、上西充子法政大学キャリアデザイン学部教授との連名で、厚労省に対し、「厚生労働省リーフレット『労働時間法制の見直しについて』における高度プロフェッショナル制度の説明内容の撤回を求める申し入れ」書面を提出し、記者会見しました（申入書はHPに掲載）。記者会見には、中原のり子東京過労死を考える家族の会代表も同席しました。

現在、高プロ制度に関する省令・指針の内容は労政審で議論されていますが、厚労省は審議が始まる前の9月7日にリーフレットを発行していました。同リーフレットは、高プロが「高い交渉力を有する高度専門職…については、その働き方にあった健康確保のための新たな規制の枠組みを設ける」と説明するのみで、高プロが適用される労働者は労働時間規制の適用除外となるという制度の本質的な部分を説明していません。また、制度の目的を、「本人の希望に応じた自由な働き方を用意します」としていますが、それを法文上読み取ることはできず、目的を実現する省令・指針が定められるのか不明な状態です。さらに、Q & Aでも、高プロ制度でみんなが残業代ゼロになるのかという問いに対して、高プロの対象者は残業代ゼロになるという回答がされていません。

このように、リーフレットは高プロ制度の本質と問題点をことさらに隠すような説明が重ねられています。

厚労省がこのような周知をするのは重大な問題です。

申入書では、説明の撤回及び撤回の周知、そして省令・指針の確定後に適切なリーフレットを作成すること等を求めています。

## ■ 改正派遣法労使協定方式で派遣労働者の賃金が最低賃金水準に？

11月27日、労政審の同一労働同一賃金部会が、厚生労働大臣から省令案要綱等について諮問を受け、「おおむね妥当」と答申しました。

しかし、派遣労働者の均等・均等待遇に関する労使協定方式において、派遣労働者の賃金水準がその同等以上であるべき「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額」に賃金構造基本統計調査を用いる際、勤続0年の労働者には中途採用者も含まれることから、学歴計の初任給の差として12%の一律減額調整が行われることとされています。これにより、職業分類によって、時給換算した「平均的な賃金額」が最低賃金を下回るものもあります。このような内容では、改正法の趣旨である非正規労働者の待遇改善に全く資さない内容になりかねません。

日本労働弁護団では、近日中に答申に対する声明を公表する予定です。

[発信元]

日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館4階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790